告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、 平成二十八年三月十五日から三十日 間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県東松山県土整備事務所におい て一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

一 道路の種類 県道

路線名 日高川島線

三 道路の区域

新	IΒ	旧新別
二三九番一地先まで制田前町一四一番一地先から新田前町一四一番一地先から比企郡川島町大字上八ツ林字	谷戸九〇八番一地先まで同郡同町大字上八ツ林字宮ヶ新田前町一四一番地先から比企郡川島町大字上八ツ林字	区間
- 〇・六六〜 二九・- 〇	一〇・六六~	(メートル) 敷地の幅員
	一 四 〇 •	(メートル) 延 長
帰事務所長告示第二十九	付け埼玉県東松山県土整平成二十三年八月三十日	備考